

湯沢市教育大綱

《平成 29 年度～平成 32 年度》

教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもので、本市では、総合振興計画(平成29年度～38年度)と教育行政方針(年度毎に策定)の中間に位置づけられるものです。

【基本理念】

未来を託す子どもたちと若い世代を育み、
古き良き歴史と文化に満ちたふるさとに誇りをもち、
思いやりのあるたくましい人づくりを目指します

【基本方針】

特色ある学校教育

ふるさとの「もの・ひと・こと」を生かし、
創意工夫に満ちた特色ある教育を推進します

- ◆ふるさとの自然・伝統・文化に関心をもち、ふるさとに生きることの誇りを育みます。
- ◆生命を大切にし、自他を尊重するとともに、高い志をもって心豊かにたくましく生きる児童生徒を育みます。
- ◆一人ひとりの児童生徒を生かした授業実践により、「確かな学力」を育みます。
- ◆幼児の教育及び保育の充実とともに、小学校への円滑な接続に努めます。
- ◆地域全体で学校や子どもたちの活動を支援する取組や、地域とともにある学校づくりに努めます。

学習環境の充実

子どもの安全・安心の確保と学習環境の充実を図ります

- ◆計画的な補修と改善に取り組み、安全・安心な施設の維持管理を図ります。
- ◆学校や保護者、地域との丁寧な検討を重ね、児童生徒にとって望ましい学習環境と将来を見据えた学校環境の整備に努めます。
- ◆グローバル化や情報化に対応するため、小中学校のICT環境の整備と充実を進めます。
- ◆家庭や地域の実情に応じた放課後児童健全育成施設等の充実に努めます。

生涯学習の推進

生涯にわたり主体的に学ぶことができる
多様な学習機会の確保・充実を図ります

- ◆教育資源を効果的に活用し、いつでも、どこでも学べる環境の構築を図ります。
- ◆地域の資源や人材を有効に活用しながら、生涯にわたって質の高い学習機会の提供を進めます。
- ◆生涯学習施設などの計画的な改善整備により、快適な学びの場の提供を継続します。
- ◆図書館、学校、地域が連携して子どもの読書活動の普及推進に努めます。

スポーツの振興

生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現を目指します

- ◆誰もが各々の体力や年齢、目的等に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指します。
- ◆スポーツ施設の計画的な改修と整備により、スポーツを楽しめる安全で快適な環境づくりに努めます。
- ◆地域や学校、関係団体等あらゆる立場の市民との協働により、スポーツを活用した地域づくりを推進します。

歴史文化の保護・継承・活用

郷土の歴史や文化への愛着と誇りを育み、
地域の活性化につなぎます

- ◆郷土愛を育み、地域の歴史や文化を次世代へ引き継ぐ体制の整備を進めます。
- ◆文化財の保護と活用を通して、郷土の歴史に親しむ環境づくりを進めます。
- ◆地域の伝統行事を大切に、積極的な参加と次世代への継承を進めます。
- ◆「音楽のまちゆざわ」を推進し、音楽があふれる明るいまちづくりを進めます。
- ◆芸術鑑賞の機会の提供や自主的・創造的な芸術文化活動の支援に努めます。